

## 議第35号

京都市地域体育館条例の一部を改正する条例の制定について

京都市地域体育館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年2月17日提出

京都市長 門川大 作

京都市地域体育館条例の一部を改正する条例

京都市地域体育館条例の一部を次のように改正する。

別表第2備考以外の部分中	円	円	を	円	円
	1,880	1,570		2,820	2,350
	940	830		1,410	1,240

に、

トレーニングルーム（京都市山科地域体育館及び京都市伏見北堀公園地域体育館のみ）	1人につき1回	310
会議室（京都市東山地域体育館，京都市山科地域体育館，京都市下京地域体育館，京都市右京地域体育館，京都市桂川地域体育館及び京都市醍醐地域体育館のみ）	1時間	520

を

トレーニングルーム（京都市山科地域体育館及び京都市伏見北堀公園地域体育館のみ）	1人1回につき	460
	1人1月につき	4,600
会議室（京都市東山地域体育館，京都市山科地域体育館，京都市下京地域体育館，京都市右京地域体育館，京都市桂川地域体育館及び京都市醍醐地域体育館のみ）	1時間	780

に改める。

別表第2備考を同備考1とし，同備考に次のように加える。

- 2 体育室を運動競技場以外の目的に利用する場合における利用料金の上限額は、この表の規定により計算した額の2倍に相当する額とする。
- 3 利用者が入場料（利用者が、いかなる名義であるかを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。）を徴収する場合において、その収入額の100分の15に相当する額がこの表の規定により計算した額（2の規定の適用がある場合にあっては、その適用後の額。以下この備考において同じ。）を超えるときの利用料金の上限額は、その収入額の100分の15に相当する額（当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とする。ただし、学生、生徒、児童その他催物に参加することを業としない者により行われる催物に利用する場合において、その収入額の100分の10に相当する額がこの表の規定により計算した額を超えるときの利用料金の上限額は、その収入額の100分の10に相当する額（当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とする。
- 4 第4条に掲げる開館時間を超えて体育室を利用する場合の利用料金の上限額は、1時間までごと（超える時間が30分未満の場合を除く。）に、この表に掲げる額（2又は3の規定の適用がある場合にあっては、その適用後の額について利用の単位に応じて計算した1時間当たりの額）に3を乗じて得た額（当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

##### (準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都市地域体育館条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による京都市地域体育館の利用に係る料金の承認の申請

その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

提案理由

地域体育館の利用料金の適正化を図る必要があるので提案する。